

## 近世後期の情報と政治——文化年間日露紛争を素材として

藤田 寛

### はじめに

福沢諭吉が「国の一大事変とも云ふ可きもの」と回顧した<sup>(1)</sup>文化年間のロシアとの紛争は、寛政期のラクスマン来日をも含めて近世日本の対外関係の転換点となった。鎖国を祖法とする観念と政策、対外的危機意識と攘夷観・政策の成立など、近世後期の対外的関係と幕末政治史に密接に関係する観念・政策が成立し確立して行く。

本稿では、そのような政策や観念の成立、あるいは幕府の政策や対応のあり方を情報（風聞・浮説・雑説と呼ばれたものを含めて使用）という面から検討してみたい。ペリー来日以降は、それ以前と比較にならないほどの質量で情報が全国を飛び交ったことはよく知られている。ペリー以前では、文化年間とくに文化三、四（一八〇六、七）年の紛争（「フヴォストフ事件、文化魯寇事件などと呼ばれる」）は、人々が長らく体験しなかつた外国による軍事攻撃だったため、全国的

に相当な数の情報が流布し、それを筆録した写本類もかなりの量で全国に伝存している。文化八年一二月の序文をもつ平田篤胤編「千島の白浪」<sup>(2)</sup>は、フヴォストフ事件とフェートン号事件に関する情報を編集した著作であるが、前者に関わるものはおよそ一四〇点、後者に関わるものは約三〇点収録されている。

幕府はこの事件にさいして、文化四年六月に三通の触書を出して「情報公開」をおこない、さらに朝廷にまで情勢を報告した。この措置は、幕府としては異例の行動であった。それと同時に、「雑説禁止令」を出して情報の統制を図っている。この一連の措置は、情報と政治の関係を考える恰好の素材を提供している。近世史の情報研究は、おおむね幕末期に集中している。<sup>(3)</sup>ここでは、情報の流通の仕組みと流布の実態の検討が中心であるが、宮地正人氏は、政治・政局の展開する場の情報環境に注目された。<sup>(4)</sup>ただ、幕末以前は研究が乏しいことと、情報の流通・流布と政治・政策のあり方との具体的な関係については、深められていないのが現状である。

この事件に関する事実経過と風聞については、最近では菊池勇夫氏の研究<sup>(5)</sup>があり、また、この事件との関係で「北海異談」の筆禍事件が有名であるが、この本の書誌と内容、および処罰理由に関しては松本英治氏の研究<sup>(6)</sup>がある。文化四年末から五年のあいだに、フヴォストフ事件を実録物風に仕立て上げた「北海異談」は、荒唐無稽な部分も多いが、事件の経過では南部藩や津軽藩の届書などを援用した正確な記述もあり、かなりの量の情報にもとづいて執筆したものと推測できる。このような実録物が執筆できた背景にある、この事件に関する情報の流通のあり方が検討されなければならない。また、情報がどのような機構的・人的関係のなかで集められ、流布するのかという問題とともに、権力側がその状況にいかに対処しようとしたのか、また政治・政策が情報の流布とどのような緊張関係をもって展開したのかという、情報と政治の問題を具体的に検討する必要がある。

かつて筆者は、この事件に関して幕府に対する批判的な論調が出たこと、また文化四年六月に、幕府がこの事件の情報を朝廷に報告した事実とその歴史的な意義について指摘したことがある<sup>(7)</sup>。ここでは、事件に関する届書・風聞・噂など情報の流通の仕組みと、情報の流布という状況に直面した幕府の政治的対応のあり方を中心に論じ、対外関係の転換期である一九世紀初めの情報と政治の関係について考えてみたい。

## 一、情報の構造

この事件の情報と政治の関係を理解するうえでポイントとなる事件だけを、まず示しておこう。A文化三年九月のロシア船のカラフト島

クシユンコタン襲撃(ただし、この事件の情報は翌文化四年四月六日に松前に届いた)、B文化四年四月二四、五日のロシア船によるエトロフ島ナイボ、四月二九日、五月一、二日の同島シヤナ襲撃(箱館奉行所調役下役戸田又太夫が自害)、C五月一九日に異国船(アメリカ船エクリップス号)の箱館、松前沖などの通過、D六月六日の若年寄堀田正敦、大目付中川忠英らへの蝦夷地出張命令、E六月六日にロシア船がカラフト・エトロフ島から連行した番人七人らに要求を記した手紙を持たせてソウヤへ送還、である。

情報のおおくは、上記五点の事件・事実にかかわって生まれ流布した。この事件に関する情報の発信源、情報の作成者としては、①幕府の機関、とくに箱館奉行、②幕府から派遣された目付・御徒目付・御小人目付、③松前藩と蝦夷地出兵を命じられた南部・津軽藩など、④蝦夷地在住ないし江戸から派遣された箱館奉行所要員、⑤蝦夷地にいた商人や船頭などがいる。

このうち②は、ほとんど見ることはできない。箱館奉行所の役人である調役下役(吟味役―調役下役の序列)には、幕府の情報収集の専門家ともいえるべき、御普請役、御徒目付、御小人目付などから多数任命されているのが特徴である。事件Dと関連して、目付遠山景晋らとともに、御徒目付六名、御小人目付十人が蝦夷地出張を命じられている。しかし、御小人目付―徒目付―目付―幕閣という情報収集ルート<sup>(A)</sup>の情報は、ほとんど外部に漏れないため知ることができない。ただ、三井文庫に「御小人目付合戦始末注進書写」(三井文庫1935-134。なお、「聞書」145にも、「口上之次第」として留められ、末尾に「此旨御小人目付早打に而注進ス」とある)という史料がある。事件Eにかかわる情報で、末尾に「此旨御小人目付早打に注進ス」と

注記がある。この注記が正しいかどうかを確認できないが、小人目付の注進書とすると、いまのところこれ一点にすぎない。

1 箱館奉行・藩の情報 ①と③は、箱館奉行・諸大名・幕府という公的ルートの「届書」が主な情報で、「通航一覧」、「休明光記」「休明光記付録」、その他多数の写本類のなかに収められ、ほぼ全容を知ることができる。この届書が、どのようにして幕府の外に流れるのかについては、江戸藩邸の留守居役（間番・城使）による情報収集が重要であったことを、早くから今田洋三氏が災害情報というテーマで指摘され、より具体的に、留守居の情報交換、江戸城内の坊主衆からの情報提供などについて紹介された。<sup>9)</sup>

このルートの情報について、事件に即して見てみよう。事件Aの第一報は、四年四月七日に松前藩士から箱館奉行に伝えられ、箱館奉行の四月一日付けの幕府宛届書が江戸に送られた（幕府に着いた日には不詳）。四月二日には松前藩江戸藩邸から、同月二三日には南部藩江戸藩邸から届書が出ているので、遅くともその頃に幕府は事件Aの発生を知ったはずであるが、いつさい公表していない。以後事件Bも、箱館奉行、南部藩、津軽藩からの届書などにより情報を得ていた。これらが、留守居の手により各藩で収集され、国元に報じられることにより全国的に流布していった。

大名の情報収集活動の一例として、会津藩の動きを「魯西亜人蝦夷地へ狼藉に及候次第之事」（市立函館図書館所蔵）からみてみたい。

- ① 去秋以来蝦夷地諸所へ魯西亜人度々狼藉いたし候様子、御心得に相成候儀に付、公辺其外手寄を以段々御探索有之、有増相分候、<sup>（林述斎）</sup>  
② 大学頭殿には兼而御懇意之事に候間、御心易罷越候一柳新三郎へ

此度之様子相伺候様、江戸詰合御家老北原勘解由申聞差出候処、御教諭之趣は、

- ③ 蝦夷地騒動之風聞所々より注進有之、問者或は御使者等被遣候事、  
④ いかさま油断不相成義に付、御家老共より問諜之探とも追々申付差出候、

- ⑤ 御境目口々並他邦へ御用に付出役致居候者共よりしきりに申越候、  
⑥ 江戸表よりも、南部家より御人数被差出候御届面之写、或は御府内風説之趣等申遣し、

- ⑦ 将又仙台様にては、御間柄と申御人数被差出候風聞も有之上は、御見舞之御使者被遣、其者へ隠密に、此度之一義能承届罷帰申上候様にと申付差越可然由、御家老共より殿様御聴に達し、

①と②と⑥は江戸藩邸の活動を示すもので、幕府や諸藩からさまざまなツテを用いて入手した情報と、江戸で流布していた情報を国元に報じている。②などは、この事件の対応策に深く関わったとみなされた林述斎から、事件の真相と幕府の対応策の情報を内密に得ようとしている。それ以外は、国元の活動を示している。③と④と⑦では、仙台藩への見舞いという口実で送り込む使者、あるいは「問者」「問諜」といった情報活動の専門家に隠密の情報収集を命じている。⑤では、藩領域の境界にあつて他領・他国と接する口留番所、あるいは出張している藩士から他国の情報を集めていることがわかる。藩の組織、あるいはツテを動員した情報収集活動が行われている。

いくつか事例を紹介しておこう。「東夷秘実録」（市立函館図書館所蔵）に、「五月十二日、公儀衆江懇意之者尋遣候右返書」と題する史料が留められている。これは、諸藩が幕府の各級役人とのあいだに持つ、「出入り」「御頼」という関係を使って得た情報である。

なお、事件Dのような情報は、三井文庫「聞書」に、「右等は御沙汰書にも出候に付」とあるように、「殿中御沙汰書」として市中に流布した。また、三井などでは、「尤右御方々之内、店表出入御屋鋪も御座候に付、御幕・御船印・御看板類等致調進候義に御座候」という出入りの武家からも情報を得られた。

諸藩の収集した情報は、南部藩、津軽藩の届書にとどまらなかった。この事件の豊富な情報を持っていたのは南部藩と津軽藩であり、さらに蝦夷地出兵を命じられた秋田藩、庄内藩そして仙台藩などであった。長崎の人がまとめた「観火録附録」（市立函館図書館所蔵）に書き留められた、事件Bに関する「筑前黒田侯江戸館より福岡江之来書」と題する文化四年六月の情報は、「奥羽両国の国侯追々公辺より御手当御達有之、佐竹・酒井・南部家よりは当館江洩達も有之、慥成義に候事」と末尾に記されているように、筑前藩江戸藩邸が秋田・庄内・南部藩から入手し、国元へ報じている。また、「東夷秘実録」に「南部大膳大夫御家中懇意之者へ一件尋遣候返翰之写」という五月五日付の書状が書き留められている。

隠密の活動という点では、「千島の白浪」には、仙台藩、米沢藩、薩摩藩、小浜藩がおこなった情報収集活動を示す史料が収められている。

江戸藩邸で収集した届書その他の情報は国元に送られ、それが領内に洩れてゆく。一例をあげると、「蝦夷地争乱聞書」（市立函館図書館所蔵）と題する写本を筆録した筆者は、「文化四年卯六月中、従江戸表申参候於蝦夷地赤人騒乱之旨諸書付扣」に、「右始末之書付写、肥前島原家中塚本但馬、手前に止宿之節見せ申候を写置」と注記している。島原藩江戸藩邸から国元へ送った情報が、藩士により洩らされて

いる。また、「熊本江従江戸御飛脚下着、蝦夷地騒乱諸書付写左之通」として「右熊本江御飛脚六月より七月にいたって追々参着之書付写と申事」と注記があり、「御飛脚」としているのが、熊本藩江戸藩邸から国元への飛脚と考えられ、熊本藩から民間に流布している。特定はできないが、さまざまなルートで武士身分以外へも流れていくことは理解できる。

以上の検討をまとめると、およそつぎのことが指摘できる。幕府に提出される箱館奉行や諸藩の届書類などは、幕府から、あるいは留守居同士のヨコの関係で収集された。しかし諸藩では、そのような公的な性格の情報には留まらず、幕府の各級の役人、さらには情報を持っていると考えられた南部や津軽藩などから、さまざまなツテを使って、事件のより詳細でなまなましい情報と幕府の今後の動きに関する情報を収集していた。江戸藩邸がこのようにして収集した情報は、国元に伝達され、さらに領内へ洩れて流布してゆく。国元でも、藩領域の境界にある口留番所などを使った領外の情報、出張している藩士からの他国情報、そして隠密など情報活動の専門家を使った情報収集も行われていた。

2 箱館奉行所要員の情報 つぎに、④の蝦夷地在住、あるいは江戸から派遣された箱館奉行所要員がもたらした情報を検討したい。蝦夷地防備に出勤していた南部藩、津軽藩の藩士のものとならんで、この事件を現地から、そしてもつとも生々しくかつ詳細に伝えた情報であったことから、公的な届書より真相を伝えるものとして重要視され流通した。

寛政一年に東蝦夷地を仮上知、享和二年に東蝦夷地を永上知して

蝦夷地奉行、ついで箱館奉行が新設されるとともに奉行所の役人が任命され、江戸と現地に交互に在勤することになった。勘定奉行所の御勘定、支配勘定らが奉行所の幹部級として出役し、八王子千人同心頭、普請役、御徒目付、御小人目付、先手組同心、旗奉行同心、持筒組同心、御徒らも出役した。さらにその下に、江戸あるいは現地で採用した医師や杜氏、その他の要員がいた。ここでは、その人々をひっきりなめて箱館奉行所要員と表現する。彼らは、文化三、四年の事件にさまざまな役職と勤務地で遭遇した。なお、彼らの他にここで考察すべき対象として、事件発生とともに蝦夷地出張を命じられた役人とその従者がいる。

彼らを発信源とする情報が、多数かつ広範囲に流布していた。これらは、「通航一覽」にも一部収録されているが、「千島の白浪」に多く収められ、写本にも留められている。彼らは、蝦夷地で体験したり見聞した事柄を、時に興奮した調子で、あるいは悲憤慷慨した筆致で江戸の留守宅や知人・元同僚に書き送っている。

その一例として、新楽閑叟の書状を取り上げてみよう。閑叟は、元御徒で医師として箱館奉行に雇われて蝦夷地におもむいていた人物らしい。現地から事件の詳細を留守宅や知人に知らせた書状が、筆写されて数多く残されている。

新楽閑叟の子で御徒の金十郎が、児玉先生（才兵衛）という人物に六月八日付の手紙で、「然は蝦夷地より昨夜書状相達、エトロフ島大變に付、同苗義別条無御座」と、ロシア船のエトロフ島攻撃と閑叟自身の無事を報じた書状が留守宅に届いたことを伝えている。さらに六月十一日の児玉先生宛の書状（「千島の白浪」一三七〜一三八頁）では、

然は同苗方より書状参候間、写入御覽申候、尤此節蝦夷地嘶等いたし候もの、嚴敷御吟味御座候由に御座候間、極御内々御覽遊ハし可被下候、尤篠本久兵衛様へも、御覽相濟候ハ、御廻可被下候、跡は尊君様へ御留置可被遊候、

と記している。金十郎が父閑叟の書状の写しを作って、児玉先生に送り、児玉から篠本久兵衛という人物に廻された。閑叟の書状は、このようにして回覧され写しが作られてゆく。なおこの閑叟の書状に関して、「千島の白浪」（一三八〜九頁）につきの記事がある。

尾張の間瀬氏丁卯日録に此事を記して、金十郎披見之上急變事に付、大田直次郎江為見候処、同人より御勘定奉行江差出、此節箱館委細之事未申来候節故、此状に而様子相分り、上間に相成候よしと見え、末に六月廿五日宿谷氏より返書の内にとて、

内々事被仰下奉畏候、則差上申候、上には余り被為秘候故、誰も差出候者無御座、林祭酒様も一向御届書之外は不被存由二而、此書付を鈴木氏より被見候而大二心得に成り候迎被悦候由、昨今物語二御座候、何歎種々偽物と見へ候書状坏昨日も部屋にて承申候、真物も余程集め置候人御座候得共、兎角足早にて未帰宅候由、約束計仕候、

引用史料の性格が不詳なので信憑性を留保せざるをえないが、新楽金十郎は、閑叟書状を支配勘定大田直次郎に見せ、大田から勘定奉行に提出されたという。また、幕府は情報を秘匿していて、林述斎すら大名等の届書しか情報を得られないという。さらに、真偽錯綜したさまざまな情報を収集し、書き留めている者の存在を伝えている。エトロフ島攻撃を報じた閑叟の書状はさらに写しが作成され、流布していった様相がよく窺われる。

御徒などから蝦夷地に出役した者、あるいは現地地で箱館奉行所に雇われた者が、留守宅・知人に手紙で情報を伝えていた。「小普請より出役」「森重頼負門人ニ而出役鉄炮打のよし」というモンベツ詰めの田中伴四郎景貞は、小貫五左衛門という人物宛の四月一六日付書状、染木という人物宛の六月一二日付の書状、「浪人ニ而箱館御雇」という高麗甚五郎は、小貫五左衛門宛ての五月二日付の書状、「箱館詰合之同心軍学者」といわれる村上左金吾は、五月一八日付の書状、御小人目付からの出役といわれる箱館詰めの中直蔵は、関口道育宛ての五月一九日付書状（六月七日に着という）、田中半次郎宛ての五月二五日付の書状、大島雲四郎組御徒から出役で箱館詰め西山平十郎は、五月二四日付の書状、同じ大島雲四郎組御徒から出役の遠藤市之進は、佐藤喜内・小志小源太宛て月日不詳の書状、松平縫殿頭組御徒から出役で箱館詰め天田六三郎は、藤井清次郎宛ての五月二五日付の書状と同組御徒永井新右衛門宛ての六月一三日付の書状、八王子千人同心から出役し松前奉行所調役下役でエトロフ詰めの石坂武兵衛は、母親宛の五月二六日付の書状、高木伊勢守組与力で箱館奉行所調役並の岩間哲蔵は、月日不詳の書状、箱館奉行所調役並高橋次太夫の家来小林重兵衛は、音羽屋左七宛ての五月二七日付の書状、箱館奉行所吟味役の鈴木甚内は、在江戸箱館奉行所吟味役格の大島栄次郎宛の五月一九日付の書状、箱館奉行所調役木原半兵衛は六月一九日付の書状、箱館奉行羽太正養の家来久之進は、おみさ宛ての五月（日を欠く）付の書状、箱館奉行戸川安論の家来太田広次は、七月（日を欠く）付の書状、目付遠山景晋の家来稲熊茂助は、細矢堅固右衛門宛ての七月一三日付の書状などが知られる。さらに、箱館奉行戸川安論が、箱館へ向かう途中の仙台からエトロフ攻撃の情報を報じた、五月二三日付の書状も

写されている。岩間哲蔵は、書状のなかで「極秘書に而且那方に差置候内抜書左之通、御他言御無用可被成候」と書くが、いったん江戸に送られれば、新楽閑叟書状と同様に、家族や知人を通して外部へと流布していったであろう。

武士ではないが、文化三年春から箱館奉行所御雇いの杜氏となり、エトロフ島にいてエトロフ島襲撃を体験した庄内大山銅屋町の酒師専（仙）太郎は、六月一八日付の談話が残されている。

奉行所要員ではないが、アツケシの国泰寺から江戸の金地院に宛てた五月二日付の書状、蝦夷地浄土寺から江戸の伝通院に宛てた五月二三日付の書状、蝦夷地善光寺天察から少林寺穩誉に宛てた六月（日を欠く）付の書状など、蝦夷地の寺院からの情報も知られる。

四月一六日付の田中伴四郎書状に「是等之趣江戸等二ても如何、嘸々評判致候事と被存候」、五月二日付の高麗甚五郎書状に、「定而江戸大評判と奉存候間、荒増申上候」、五月付の羽太正養家来久之進書状に、「江戸表へも御注進御座候ま、定而色々の評判御座候と申候」など書かれているように、すでに江戸で評判になっているであろう事件について、現地で見聞したところを報じる、という趣旨になっている。ロシア船のカラフト・エトロフ島攻撃と日本側の敗北、ロシア側の要求内容、松前・箱館を含む蝦夷地の状況を中心に、公的ルートへの届書と較べると生々しくかつ詳細に伝えている。のちに紹介する商人ルートの情報と比較すると、事実とかけ離れた内容のものではなく良質である。

蝦夷地出兵を命じられた東北大名の家来が国元に送った手紙も、広く流布している。津軽藩士や南部藩士の書状は、「通航一覽」にも収録され、秋田藩士、庄内藩士、仙台藩士などの手紙が「千島の白浪」

に収められている。さらには、「津軽様・南部様家中出張之内より此表縁家内へ差越候紙面之写」(蝦夷地争乱開書)として、姻戚関係などのある他藩士へも手紙で報じていたようである。これらは、現地からのナマの情報として珍重され、箱館奉行所要員の書状と同様、国元からさらに江戸その他へと写されていったのであろう。内容は、各藩に割り振られた守備の持ち場で得られた情報で、さきの箱館奉行所要員がもたらした情報と基本的には同じ性格のものである。

3 商人の情報 つぎは⑤の商人ルートで、蝦夷地在住者と商売のため蝦夷地に行った者、あるいは船頭、さらには街道筋の間屋などの情報からなる。商人と思われる者からの情報を「千島の白浪」から拾い上げると、四月朔日付の松前町人から青森の知人への手紙、四月七日付の松前米問屋左谷八兵衛の斯波次郎左衛門宛ての手紙、四月一日付の松前の須原半助・茂助の孫兵衛宛ての手紙、五月一日付の松前在住者から敦賀の知人に宛てた手紙、五月二〇日付の蝦夷地に来ていた大山銅屋町年寄桜井伝左衛門から大山酒屋衆への手紙、五月二五日付の有川会所詰めの加藤祐吉から薩摩屋吉太郎への手紙、六月二三日付の松前出店の久太郎から山田吉六への手紙などがある。

船頭からの情報としては、五月初めに江戸を出帆し、一八日に津軽鰯ヶ沢へ着いた龍徳丸船頭吉五郎が、七ごろ江戸に戻り現地での風聞を語った談話、五月一九日に松前を出帆し二三日に新潟に入った船頭、五月二二日に松前を出て二五日に新潟に着いた船頭、同じく二二日に松前を出て二六日に新潟に入港した船頭の情報、新潟在住者から六月四日に報じられた越後水原代官所手代の田川文治郎が花野五郎次に宛てた書状などがある。街道筋としては、白河宿問屋常盤彦右衛

門が布施量蔵に宛てた、五月一日、五月三日、六月二五日付の書状がある。この常盤彦右衛門は、白河宿を早駕籠で通行する津軽藩士や秋田藩士、さらには箱館奉行所要員、そして白河宿で継いでゆく仙台湾・庄内藩・会津藩などの飛脚から情報を聞き出し、その内容を手紙にして報じている。

「千島の白浪」以外では、六月二四日付の江差町砂金屋又兵衛から越後岩舟町伴田与惣左衛門への「魯西亜船騒乱落穂拾書」と名付けられた手紙(『村上市史』資料編2近世一藩政編、九一―九一三頁、一九九二年、村上市)、『近江国鏡村玉尾家永代帳』(国立史料館編、東京大学出版会、一九八八年、二一九―二二二頁)に書き留められた、六月一七日に若狭敦賀から大津に着いた手紙、五月晦日付の出羽酒田問屋から和泉食野への書状(九州大学九州文化史研究施設所蔵三奈木黒田家文書4482)、俵物廻送の船頭として七月二三日に箱館へ行つて九月三日に長崎に帰着し、長崎奉行所に蝦夷地の風聞を伝えた久米吉の「文化四年丁卯年魯西亜人共蝦夷地に参り乱妨之節風聞書」(県立長崎図書館所蔵、笹山1314)、七月付の江戸新堀町中屋弥兵衛の「聞書写帳」、奥州(地名不詳)岡部兵助(文中に「此方店中無異罷在候条」とあるので、商人と推定)が有馬氏に宛てた手紙などが知られる(市立函館図書館所蔵)。船頭の情報としては、月日不詳の「津軽軍中より逃帰り候兵庫船乗組の船頭より申口開書」(「蝦夷地争乱開書」)、「卯六月上旬松前の昆布積舟より長崎へ注進せり書面」(同前所蔵「観火録付録」)、船頭ではないが、俵物の集荷・長崎回送との関係で蝦夷地に結めた通詞西甚三郎の父親の書状(同前)などがある。蝦夷地在住の商人から各地の知人や取引先への手紙、商売のためたまたま蝦夷地に行った商人や船頭たちの手紙や談話が、情報として流

布していった。しかし、この商人ルートの情報は、後述するように、かなり事実とかけ離れた不正確な内容のものを含み、人々に大事件であるかのように思わせ、恐怖をあおって国内を騒然とさせる役割を果たした。

正確ではあるが事件の実相を理解しがたい①・③の情報、実態を正確かつ詳細に生々しく報じた④の情報、内容的には不正確であるため人々の不安感を増幅させた⑤の情報、これらが入り乱れて江戸のみならず全国的に流布してゆく状況が生まれた。これこそ幕府が、触書で紛争の概要を情報公開し、同時に雑説禁止令を出した背景である。

## 二、雑説の沸騰

ここでは、まさに雑説、浮説のたぐいが含まれているが、人々の恐怖感・不安感を煽り立て、雑説禁止令が出される有力な理由となった⑤の情報を中心に、各地の史料から風聞の流布状況を紹介したい。

**蝦夷地** 箱館奉行羽太正養の家来が江戸に送った手紙では、「夫故町々二而八軍かはしまると申て大騒きにて御座候」とある。仙台藩の収集した情報の一部とされる「仙台聞抜」には、アイヌの「謀反」とロシアの松前攻撃の可能性、松前藩家老の逐電、アイヌは蝦夷地上知に反対し松前藩の支配を願ったが認められなかったために逃走した、という風聞。有川会所の加藤祐吉が薩摩屋吉太郎に送った五月二五日付の手紙には、クナシリ、アツケシ、ネモロでは合戦の最中であること、六月一三日付の松前出店久太郎の山田吉六への手紙では、ロシア側の手紙の内容は、交易を認めなければ北国を包囲し、日本はこの地を失うことになる、というものであったと書いている。

**江戸** 江戸に情報が伝えられた日にちを検討しておこう。事件Aは、松前藩が四月二二日、南部藩が二三日に届書を出しているから、幕府はそれまでに入手していた。事件Bは、五月二三日に仙台から蝦夷地へ向かう箱館奉行戸川安論が送った届書が、同月二五日に江戸に着いたという（「魯西亜文化渡来始末」京都大学文学部所蔵）。また、五月一五日、一八日の両日に、箱館奉行羽太正養が詳しい内容の届書を江戸に送った（同前史料によれば、一八日付の届書は同月二三日に江戸着というが、確認できない）。また、五月晦日に南部藩が、六月一日に津軽藩が届書を提出している。幕府はその時点までには確実に情報を入手した。事件Cは、五月晦日に南部藩、六月一日に津軽藩が届書を提出している。これらの情報をうけて、幕府は事件Dの措置をとったのである。なお、事件Eは、六月一九日付の羽太正養の届書が、六月二六日に江戸に到着している。

箱館奉行所要員の情報がいつ江戸にもたらされたのか、大量の情報が集められている「千島の白浪」では、発信の日付はわかるが着信はわからない。御小人目付から出役で箱館詰め田中直藏の、事件Bを報じた五月一九日付書状と、事件Cを報じた五月二五日付書状は、六月七日に江戸に着いている。同じく事件Bを伝えた新楽閑叟の書状も、六月七日に江戸の留守宅に着いた。六月七日前後に、事件Bを伝えるその他の箱館奉行所要員の書状も江戸に到着したのではないか。

商人ルート情報の江戸着の日時もほとんどわからないが、三井文庫史料に、江戸問屋から京都の川島利右衛門に宛てた六月六日付の手紙の写しがある。その手紙では、事件A・B、南部・津軽藩の軍勢増派、仙台・秋田藩への出兵命令、目付遠山景晋らの蝦夷地派遣が報じられている。これによれば、六月六日までに、エトロフ島攻撃の情報が江



戸の町人にも伝わっていたらしい。

江戸の様相をよく知らせてくれるのは、「視聽草」所収の「文化丙寅北辺騒動都下風聞」である（『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第二 視聽草』第六卷、六九〜八三頁、汲古書院。以下「都下風聞」と略称）。この史料は、江戸に入ってきた全国的な風聞を要約的に筆録しているので、全国的な状況の一端を知ることができる。ただし、リアルタイムに筆録したのではなく、最後の記事が文化四年九月のことであるから、そのころに時間的にはかなり錯綜しながら、事件に関する江戸での風聞をまとめたものである。

それによると、六月三日ころには風聞がさまざま出始め、中旬には事件の噂でもちきりとなり、後述する「雜説禁止令」により、武家の家来が捕らえられ、坊主衆や御医師らが咎められたという。そして、奉公人給金と武具の値上がり、幕臣の動向、ロシア側の要求、エトロフ島での敗北などの噂が書き上げられている。その他、この事件に直接関係するもの以外に、肥前大村藩からのイギリス船長崎渡来の届け、佐渡へ朝鮮漁船二艘の漂着、戸田川でロシア船を想定した大筒の演習、岩城氏からの異国船渡来の届け、加賀藩の廻米か兵糧米の廻船が海上で襲われたこと、伊勢・若狭沿岸、越前沖、長州沖、安房沖、その他浦々への異国船の接近など、全国各地の異国船の渡来や接近が風聞として記されている。ロシア船事件と同時に、全国的な異国船渡来情報

が飛び交い、危機感を増幅させている。

三井文庫「聞書」には、松前藩家老がロシア側に寝返ったこと、江戸霊岸島の箱館会所に御用達商人が召集され、硫黄・煙硝の集荷を命じられたこと、カラフト島近辺に異国船五、六〇艘が見えたこと、松前・奥州からの廻船が江戸に入らないことなどが書き留められている。

新番組番士の山本正邦（俸禄二五〇俵）の書いた「政化聞記」五（国立公文書館所蔵）には、具体的な江戸の状況が記述されている。

蝦夷の波少しく立そめしは、文化四年の五月初旬よりいひさわきもて行し也、南部大膳大夫より言上の書といふ物人間に出て、去年九月十日、西蝦夷地カラフト嶋の内タレコタンのロウタカといへる処江魯西亜人船を寄、百人斗上陸し番屋を焼払ひ番人四人を捕へ、其外米穀をかすめ取、共に船に乗帆を引て去し由の注進なりしかは、江府申すりて沙汰し、人々面を対すれば是を談するの外他事なし、是をさへ珍事也と思ふに、六月上旬亦々南部・佐竹・津軽より注進有しかは（○中略エトロフ襲撃ノ件）或は彼地在役の人々より親類・知己江贈れる書簡などの説々をもて頼にいひ罵る、（○中略堀田・遠山等ノ蝦夷地出張ノ件）か、りしかは、江戸の町々鍛冶を業とせるは家毎に番具足をきたへ、古衣鬻く家は軒毎に陣羽織を掛たり、是等を見るに世の中何となくさわか敷、其事に預らぬも安からぬ心地するに、或は蝦夷の辺境には南部・津軽の兵、魯西亜人と戦を接し未だ勝敗を決せず、夷狄の兵船数百艘、作井、御殿渡口を塞、其実は此時に当てアメリカ船一艘長崎より本国へ帰帆すとて此辺の沖合を通りしをオロシヤの異船也とて大に騒きしなり、奥羽の運漕を遮りたれば、松前は一孤して援なく、奉行羽太は恐怖して病を生し人事を弁せず、或は虜を成し共云、或は松前の家老下国某は魯西亜王と外縁の因を結び、妻奴を率て彼国に出奔し、手引して撃しむとも云、此折しも竹橋門の古松風なくして折、氷川明神の本社造営年あらざるに崩たり、又板橋・巢鴨の間蛟蝶群飛す、鎌倉右府の時此事有、三浦の乱起ると云、又水戸領にて白虹日をつらぬく、又初昏西南に彗星出て

月越て消す、八月十九日には深川富岡八幡宮の祭礼練物見物群集し、永代橋落て溺死三百余人に及ぶ、是等の事打継さしかは、心なきは是を断ひて劇話とす、是等の数に寄て種々の落書共有、是を雑話と題して一部とす、心有は額を感て云、魯西亜累世漸々国を合今強大にして、其属国我北境江隣る、寛政四年、彼国我国漂流の者を送りて蝦夷の地ネモロと云処に来る、是魯西亜我国に来る始也、思ふに彼国漂流人を送るとならば、紅毛人に託して可也、然るに求て不通の国に来る者は必故有へし、既に文化元年再長崎に来舶し、強て通信・通商を乞ふ、実には是を請ふに非ず、我国を窺なり、されは今其事許されざるを名として、蝦夷の辺境東西に寇す、其漸一朝の事に非ず、其根を知るへし、往古より異狄我辺境を犯すもの数十度、夫か中にも弘安四年の寇患ほと甚しきはなし、元賊通信に事寄、初て大宰府に來りしは文永五年也、鱧艦を列るまで凡十四年を経、其漸を積ことしかり、其間天変地妖を示す事年をかさぬ、鎌倉の執事北条時宗不測の卓量有て用を節し費を劣き、力を防御に用て兵を練る事数年、寇來るを待て挑み戦ふ、然れともしはく敗積す、幸にして伊勢・石清水の神威に依て元寇十万一時に海底に沈み、辛うして患を除くに至る、つらく今を見るに、事は其時に似て士民の強弱知へからず、神威も亦頼かたし、彼国の船を海域と云、其術余国に勝れり、江府素より海岸の地、水路万里に通しぬれば油断すへからず、など口あるに任せいひ騒きもて行しかは、町々にて無益の雑談いさ、かにても彼地の噂致す間敷由、奉行所より町々に触たり、又武家へは六月十三日、おなしき廿八日、御書付もて巷説の妄なるを示さる、

南部藩が四月二三日に提出した届書が世間に流れてから、江戸はこ

の噂でもつぱらとなり、ついで六月月上旬に、事件Bを報じた南部藩などの届書、さらに箱館奉行所要員の親類・知人への書状を情報源としてさまざまな説が噴出し、ロシアと南部・津軽藩兵が戦闘中、ロシアの軍艦は数百艘、津軽海峡が封鎖されて松前は孤立し、箱館奉行は捕虜になったなどと囁かれ、元寇のことが想起され、そのころの軍事力や伊勢神宮・石清水八幡宮の神威と較べると現在は頼りにならない、ロシアの軍艦は海城ともいふべきもので、しかも戦闘術は他国に優れている、江戸は海に面しているので油断できないなど、さまざまな風説が流れたため、雑説禁止令が町方に出されたこと記している。情報③から始まり、情報④で詳細を知り、江戸での変事も重なって人々の危機感・恐怖感が増幅された様子が理解できる。

京都「都下風聞」に「京にてはやりたる甚不吉の言葉を加へ流行いたさせ候よし、所司代阿部氏正地その事を聞れ、召とり候うへ討首に被致候故、やかて右のはやりうたはひしと相やみ候となり」とあり、不吉な歌詞の入った唄が流行し、所司代が流行させた者を捕らえて打ち首にしたという。また、三井京都店「名代言贈帳」（三井文庫所蔵、別1766）に、ロシア船のカラフト・エトロフ島襲撃と日本側の軍勢派遣が伝えられ、「左候而右之噂而已世間一統致ス事に付」と、京都でもこの事件の噂でもちきりになったと記されている。

近江国蒲生郡鏡村の「玉尾家永代帳」には、六月一七日に敦賀から大津にロシア船事件を報じた書状が写されている（前掲国立史料館編『近江国鏡村玉尾家永代帳』二一九～二二二頁）。この書状は、蝦夷地から敦賀湊に入る船からの情報をまとめたもので、風聞の内容は、エトロフは占領され、クナシリも攻撃をうけてアイヌを含め七〇〇人も殺されたこと、蝦夷地へ下る船はないこと、異国船は五、六艘である

ことなどである。はじめは「八百里余の余所の事ニ御座候得は、評判斗之事歟と存居候所」と半信半疑であったが、入港する船が続々と情報をもたらし、「余りく恐敷、彼地の大騒動承り候故」と、恐ろしいほどの大騒動という認識になつてゐる。新潟、敦賀など日本海側の港湾は、蝦夷地往來の廻船の入港・寄航地であることから、かなりの情報が入り、そこを中継して各地に伝播した様相が窺える。

大坂 情報の有力な集積地と思われる大坂では、三井大坂両替店の風聞書留である「聞書」(三井文庫144)に留められた「聞書大概」には、ロシア船の数は四、五百艘で、津軽海峡を遊弋し時々上陸しては攻撃していること、松前藩の家老二名がロシア側に寝返つたこと、そして兵員輸送の南部藩の船が攻撃され大破したことなど、実態とかなりかけはなれ誇張された風聞が記されている<sup>12)</sup>。

五月晦日付で和泉食野へ酒田の間屋からきた書状(前出)は、ロシア船大小一〇艘ほどが奥州や箱館・松前辺を乗り廻つて騒動になり、防備のため東北諸大名が出兵する動きを報じ、「扱々存外之珍事、騒々敷事共に御座候」という状況を伝え、この騒動について、「右松前御取上ケに相成候故、定而異国並奥蝦夷より松前様江加勢に参り候杯と申唱候、または海賊船とも、いまた委敷儀は承り不申」と、松前・蝦夷地を上知された松前家に、異国と奥地のアイヌとが加勢して起こつた事件、あるいは海賊船ではないか、という風聞を伝える。

紀伊藩田辺領では、郡奉行からの通達(『紀州田辺万代記』第十一卷、四七三頁、清文堂出版)のなかに、「此度異国船蝦夷地へ来着之趣ニ追々風説も有之事ニ候、其段ハ風説之義ニ付難取用候へども、公儀ニても追々御手当被仰付候趣ニも候へバ、此度彼地へ来着之筋ハ一通りならざる筋共相聞候」と記されている。紀州沿岸は寛政期にも

異国船が接岸する事件がおこり、異国船には敏感な土地柄である。通達の文面からは、蝦夷地の事件に關してさまざま風聞があつたこととともに、幕府の軍事的対応についての情報が、この事件を「一通ならざる筋」のものとして深刻に受け留めさせ、それが風聞を増幅させていることが窺える。なお、阿波藩峰須賀家文書のなかの「寛政文化年中異国船御手当一卷」(国立史料館所蔵峰須賀家文書343)に収められている文化四年六月一日付の「文化四丁卯年佐渡美濃言上書御扣」には、「近頃は紀州より南海へあたり、遠眼鏡杯にては相見へ申候程之処ヲ、ヲロシア船數艘往來之体杯相見へ申候雜説も御座候間」と記されるように、紀伊半島の沿岸を數艘のロシア船が航行したという風聞が流れ、阿波藩では紀州藩の状況を探っている。

徳島 阿波藩領でも、七月一日付の国元からの飛脚便である「佐渡美濃言上書」(同前)によれば、「東蝦夷地ヲロシア渡來仕候一卷之義、当御地に而も色々取沙汰も仕、いかふ立登り申候様にも申唱、又靜に相成候とも沙汰仕候、格別之義にも有御座間敷候とも奉存上候得とも、若御年寄之御越被成候御儀に御座候得は、いつれ一通之御事にも不奉存上、乍恐安心も難仕罷在候」という状況にあつたという。つまり、徳島でもいろいろな噂が流れ、騒動が拡大しているという噂もあれば、沈静化したというのものもあるが、若年寄堀田正敦の蝦夷地出張は、事件の重大さを示すものとして受け止められ、不安感を高める役割を果たしている。紀州藩田辺領と同様に、幕府の措置が事件への不安をかき立てている。

東北地方 つぎに、蝦夷地と海上交通で密接な関係のある東北地方の日本海側についてみておこう。五月一八日に箱館奉行から蝦夷地へ加勢の通達をうけた秋田藩は、このことを城下へ触れ流すとともに、

五月二七日に町役人を呼び、「此度箱館沖江異国船渡来争乱之義有之に付、為御加勢追々御人数被指出候、(中略)下々之もの風聞等承り猥に動揺不致候様、屹度可被申付候」(『秋田藩町触集』中、三八九頁、未來社、一九七二年)と申し渡し、騒動の風聞に領民が動揺しないようにと命じている。

越後村上藩が、異国船防備のため岩船町役人へ下した六月九日の達書には、「箱館御支配之夷地におゐて異国船騒乱之儀、事々軽重大小者風説区々ニハ候得共、此説鶴岡より御加勢被遣候趣、此方様江御知セ有之候得者、異国船之参候事者儘ニして相違無之候」(前出『村上市史』資料編2近世一藩政編、九〇九〜九一一頁)と記されている。さまざま風聞が流れ、真偽のほどは不詳であったが、庄内藩から同藩が加勢を命じられた旨を知らせてきたことから、騒動は事実であることが確認できたという。越後村上藩領羽黒神社の神主、江見啓斎の日記の九月二日条には、「当夏中異国阿魯齋亜之赤人船海辺へ来襲之風聞有之候節」という記事がある(『江見啓斎翁日誌』上巻、五九頁、村上古文書刊行会、一九八八年)。ロシア船の海岸への来襲という風聞が記されている。同日記の六月七日の条に、「松前表赤人攻寄候歟之由風説有之致寒心、先達而より四海静謐之旨致祈願候、此節諸国廻船御差留被成候由也」(同前、五三頁)とあり、少し前からロシアによる松前攻撃の風聞が流れ、その事態をうけて羽黒神社では「四海静謐」の祈禱を行った。さらに六月一六日には、越後村上藩も蝦夷地加勢を命じられるのではということから、「異賊退散四海静謐」の祈禱を行っている(同前、五三頁)。

太平洋側の状況では、蝦夷地出張を命じられた目付遠山景晋は、紀行文「続未曾有後記」(国立公文書館所蔵)に、六月二三日に仙台で

旅の途中の風聞をまとめて書いている。

巷談途説さまざまに、青森迄賊徒犯し来て一郡焼払たり、又は南部・津軽の港口より松前・函館の通路さし塞く、蝦夷の地は悉く賊手に陥りたりといふ、松前・函館の合戦に官兵敗北し、守も吏も縛手せられし候はんと、虚説さまざまなる中に、又飛檄に尾鱗つけて人の耳驚すやらんと、けにもく苦々し、

ロシアが青森まで侵入した、津軽海峡を封鎖した、全蝦夷地を占領した、松前・箱館の戦いで幕府側が敗北し、松前奉行たちが捕虜になつたなどの風聞が記されている。

箱館へ赴任途中の最上徳内は、その道中から六月一五日付の手紙を江戸に送っている。

然は此度東蝦夷地へ異国船来着に付、奥州道中筋南部・津軽両所ヨリ早馬・早駕ニテ飛脚罷通、仙台領ハ、戸川筑前守殿ヨリ浦々へ異国船来着可致哉難計候に付心得ノ為申達有之候趣ニテ、浦々へ役人相詰候由に候得は、此度私共並在任ノ者通行致候モ、合戦に罷越候抔風説申者モ有之、(北海道立文書館所蔵「林柴両氏上書」)

遠山の書き留めた風聞ほど荒唐無稽ではないが、奥州道中筋の緊迫し騒然とした雰囲気伝わってくる。しかも、江戸からの幕府役人の通行は、ロシアとの戦争のため蝦夷地へ行くためだと解釈されていたことが知られる。

長崎 オランダ商館の日記に、五月二一日(西暦六月二五日)の条に、「昨日と一昨日、すでに何度も、松前に何事かが勃発した、と囁かれているのを耳にしたあとで、今日次のような知らせを受けた。すなわち去る五月二七日(西暦)に六、七隻の異国の船が、(中略、カ

ラフトの事件、大名の出兵のこと）これらはロシア人だろう、と考えられているが、確かなことはまだ何も言えない」と記されている（『長崎オランダ商館日記』三、三〇頁、雄松堂、一九九一年）。ロシア船とは確認されていないものの、五月二一日の数日前に、早くも蝦夷地の騒動の風聞が伝わっている。七月四日の条に、江戸からの早飛脚が長崎奉行所に伝えた情報として、「ロシアの船が松前の近くにおり、総数を明らかにすることはできないが、彼らはすでに敵対行為を開始し始めたとの知らせをもたらした、と（通詞が）私に告げた」（同前、五二頁）と記している。ロシア船が敵対行動を開始したと伝える。

長崎に近い肥前天草の『上田宜珍日記 文化四年』七月一〇日の条（二〇七頁、天草町教育委員会、一九八九年）には、長崎から天草に戻った者の見聞が筆録され、「ワロシヤ大船五拾艘蝦夷江着、二ヶ所之浦へ乗入候二付、長崎より紅毛大通詞彦人、早駕籠二細引ヲ付ケ一昨八日乗出し昼夜乗通し、蝦夷迄廿七日目ニ着申積リ被罷越候由、右ワロシヤ如何体之事ニ而參候と申義、いまた不相分候得共、多分襲来候事カと皆々風評いたし候由、五拾艘之内壹艘ハ至而大船ニて、長五拾間程有之候由」という長崎の風聞が記されている。ロシア船の数は五〇艘、その内の一艘は大船で、蝦夷地を攻撃する目的で渡来したという風聞である。七月二二日の条には、「松前一件御役所ニ而友三郎承候処、アメリカ船式艘參り、一艘ハ一万石斗と相見、一艘ハ少シク有之、皮ノ舟ヲ積參候而、三拾人程ハ乗候様有之ヲ乗出シ、松前之内ニ有之御陣屋ニヶ所石火矢ヲ以焼立候由、アメリカ人式人日本より切取、彦人ニハ手負七候由、江戸表より御大名様方御出馬御出迎之由、長崎ニハ九州御大名様方御出陣被遊候筈之由」（同前、二二〇頁）と

いう記事がある。蝦夷地を襲ったロシア船と松前や箱館沖に現れたアメリカ船エクリップス号とが混同され、アメリカ船が松前を攻撃したという風聞になっている。また、江戸からは諸大名が出陣し、長崎には九州諸大名が出陣するという、全国的な大名の出陣が風聞として流れている。

七月二三日から九月三日迄の松前・箱館での風聞を長崎にもたらした俵物廻送の船頭久米吉の談話「文化四丁卯年魯西亜人共蝦夷地に参り乱妨之節風聞書」（県立長崎図書館所蔵）は、長崎奉行所への報告のためか、荒唐無稽な内容はなく、おもにエトロフ島襲撃の詳細な様相と箱館沖の異国船がアメリカ船であること、そしてロシアの要求について伝えている。

### 三、幕府批判の登場

さまざまな風聞とともに、幕府を批判する言説の登場が重要である。批判はおおむね二つあり、その第一は、エトロフ島攻撃に「敗北」した責任であり、第二は、この事件の発端となったレザノフへの対応の「誤り」である。当時の言説を紹介したい。

#### 1、エトロフ島の「敗北」をめぐる批判

局地的ではあれ、幕府領で外国との軍事的紛争に敗北したことは、大きな波紋をなげかけた。幕府直轄のエトロフ島には、箱館奉行所の役人が詰め、さらに南部・津軽の両藩兵も防備のため布陣していた。しかし、ロシアの攻撃をうけて総崩れとなり、同島に詰めていた箱館奉行所調役下役戸田又太夫が自殺した。

箱館奉行羽太正養の家来の手紙は、「右之会所は殿様之御支配にて、江戸より人数詰居、又南部様・津軽様より式百人程も詰居候所も御座候得共、唐人ニ責られ会所もとられ逃候事に御座候、初度ハ此方より御座候大變ニ御座候」と、敗戦により日本側が逃げ出したと報じている。御雇医師新楽閑叟も、「エトロフ敗軍」「敗軍の者共」と戦鬪に敗北したと伝えている。また、戸田又太夫の自殺理由について、桜井伝左衛門の手紙には、「其節支配勘定下役戸田又太夫義ハ跡より引払之所、異国人共追懸ケ参り候付、万一御役人之内彼等に被召捕候てハ、外国へ対し御外聞不宜と存付」、箱館奉行所吟味役鈴木甚内の手紙には、「万一彼等之為に被打殺候敷、被生捕候義存有之候而は、又太夫義外国へ対し上之御外聞をも失ひ、死候而も忠勤ニ不相成候段」と記されている。戸田の外国への「外聞」、すなわち面目とか名誉が主要な問題にされているが、「御役人」とあるので、幕府、將軍の「外聞」も含まれる。

しかし、批判はそれにとどまらなかった。「藤岡屋日記」(『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第一巻、七五頁、三二書房、一九八七年)、「千島の白浪」(二二一頁)に収められ写本も多くよく知られているのが、箱館奉行所要員である田中伴四郎景貞の六月一三日付の書状である。その一部を紹介しておこう。

日本開而以來他国之人ニ負たる事なき国也、然処此度エトロフ之大敗残念不過之候、元来ウツカリヒヨントシタ人斗三人行居候俟、如此不埒之致方而已、日本国之大恥也、何ツカ此恥雪事哉あるへき、誠に残念至極ニ御座候、(中略、エトロフの戦鬪の模様)左候而ハ誠に日本之恥、無此上恥ニ御座候、此事とも少も偽な

く江戸中江しらせ置て、以来人の見せしめにいたし候様、日本人初而外国人に負、其上三百余人之人ニ而何と申事ニ御座候哉、言語同断ニ而候、

エトロフ島の「大敗」は、開關以來外国との戦争に負けたことのない日本の初めての敗北であり、「日本国之大恥」「日本の恥」であると断罪している。江差の砂金屋又兵衛が越後村上の伴田与惣左衛門に宛てた六月二四日付の書状の末尾に、「此度之沙汰ハ日本勢大ニ破れ、沙汰之限に御座候、異国之物笑ニ御座候」と記し、「沙汰之限」「異国之物笑」と批判している(前掲『村上市史』九二二頁)。幕府船が焼き討ちされた事件を取り上げ、「本朝之恥辱」と書く書状もある。「本朝」「日本国」に対する、幕府・將軍の責任が取りざたされた。

「敵」である外国を撃退し平和領域を確保すること、また日本国の名誉を守ることが、將軍の責務であり、それを保証するのが強力な軍事力であり、その象徴が御武威・御威光と称されるものである。ところが、ロシア船の攻撃と日本側の敗北によりその御武威・御威光は傷つけられた。そのため、御武威・御威光を維持しながらいかに紛争を解決できるかが課題となる。そこから、松平定信のようなロシアに謝罪させたいうえで貿易を許可して解決するという主張と、平山行蔵のようなロシアを軍事的にたたたくという主張論が登場することになる。ここには、対外的危機に直面して消極的な開国策か攘夷策かという、幕末の対外政策をめぐる対立の原型の成立を認めることができる。

## 2、幕府の対外政策に対する批判

ロシア船の攻撃事件がおこった理由は、レザノフへの対応の「誤り」であるという批判が強く出された。幕府の対外政策、とくに二回

にわたったロシア使節への対応を非難する言説が強く出たのが重要である。

杉田玄白の「長崎の御取扱厳酷に過ぎ、前約違変なりと憤り、夫を名とし去秋当夏蝦夷西北諸島へ乱入せしと申なり」「夷狄ながら大國へ対し御無礼の様に申、彼を是とし此を非と思ふ様可申聞ゆるなり」〔野叟獨語〕「日本經濟大典」二九、六頁）、蝦夷地に派遣された若年寄堀田正敦の家来山田綱三郎の「近時ロシーヤ亦来りて、睦を結び、信義をあらはさん事をこひ、かねて互市の道を開かんとす、蓋その我鄰封たるを以てなり、政府前に納れ後に絶つ、於是廉愚既に大なる疑なき事あたハす、又其一拳民を煩し、兵を流さんことを恐る」〔予見録〕「千島の白浪」二六二頁）という主張がある。ラクスマンへは貿易を認める回答をしながらレザノフへは拒否したとことと（前約違変）「前に納れ後に絶つ」、レザノフへの応接が厳しすぎたことを批判している。大山町年寄桜井伝左衛門書状に、「去々年長崎着船之御取扱にて意恨を含候哉」（同前、一〇六頁）、仙台藩士石塚長十郎の収集情報の中に、「松前御城下ニ而御対面御聞届之上、当所ニ而は右取組不相成候間、長崎表江相廻り候ハ、取組可申由、御書付迄被相渡候ニ付、近年ニ至り長崎へ右之者ども着船相願候へ共、手段を以御書付御取戻し、商売取組之儀は決して相成かたき旨御断有之候故、甚憤帰帆仕候由」（同前、一一九頁）があり、騒動の原因は、松前の交渉では貿易を認めながら長崎では拒否した約束違反にロシアが怒ったことにあるという。小人目付注進状も、紛争の原因は、「急度帝王之使者と言にもあら」ざるラクスマンへは「丁寧之取扱」で、貿易要求にも「證券を渡し国禁に付長崎へ可来」と答えたのに、「天子之使節」であるレザノフへ対しては、「法外失礼之扱」で、贈り物も「無謂か

へし」、「悪言を以使者をおひ返」した日本の対応は、「其罰問に余りあり」とロシアが怒ったからだと報告している。幕府内部でも、林述斎は、六月二七日付の老中松平信明への書状のなかで、「其病源を窮候得は、長崎へ使者差越候節大機会をはつし、事に失着に相成」一先其節彼方より江戸拜礼一、書簡・進物二、交易・通商三之願に付、此三願とも一ツも御取上ケ無之と申儀はあまりしき事に而、殊に信牌を被下、御下知之通り参り候ものを、此方より信を失し事」と、レザノフへの対応の誤りを論じ、その中心となった老中土井利厚を批判している（大河内文書 林述斎書状「東京大学史料編纂所蔵」）。

このように、軍事的敗北による幕府の責任を問う声と、紛争の原因は幕府の外交政策の失敗にあるとする批判が噴出した。大量の風聞と言説の流布により、幕府の御威光・御武威が失墜の危機にさらされる状況のなかで、幕府は情報の流布そのものへの対応と外交政策とを展開することになった。後者については、御威光・御武威を示しながらいかに紛争を解決するのか、また幕府の外交政策の正当性をいかに確保するのが課題となった。<sup>15)</sup>

#### 四、事件情報の公表と雑説禁止

##### 1、ロシア船情報の公表

幕府は、なにごとかを命じ、あるいは禁止する触書には、その理由となる「事実」を簡単に示す。大名に海岸防備を命じる際、たとえば寛政三（一七九二）年九月に外国船取扱い方法を指示した触書に「先頃筑前、長門、石見之沖ニ異国船一艘漂流之様子にて」（御触書天保集成）下、六五二五号）と、海岸防備を必要とするそれなりの事実を

書き上げている。しかし、とくに対外的な事件についての情報は、秘匿するのが一般的で、たとえば、ラクスマン来日のさいには、いささか触書は出ていない。

フヴォストフ事件に関して、文化四年六月一〇日、一六日、二七日に計三通の触書が出ている（日付の典拠は、国立公文書館所蔵「柳宮日次記」、「御徒方万年記」）。六月十六日の触書（「御触書天保集成」下、六五三八号）は、陸奥・出羽・越後国の海岸に領知のある大名に對し、ロシア船の蝦夷地における不法と「怪敷」異国船（アメリカ船エクリップス号）の箱館・松前沖への接近を報じ、ロシア船・異国船への備えを嚴重にすることを命じ、地域を限定している。それに対して、六月一〇日（「御触書天保集成」下、六五三六号、以下、触書Aと称す）と二七日（同前、六五三七号、触書Bと称す）の触書は、蝦夷地におけるロシア船の行動そのものを知らせる目的で出されている。

「柳宮日次記」は、六月一〇日の条に、「左之書取渡之」として触書Aを留め、「右書付大目付・目付江組合、土井大炊頭渡之」、触書Bには「右書付大目付・御目付江組合候而大炊頭渡之」、「御徒方万年記」には、触書Aに「土井大炊頭殿無急度被仰渡候御書取、御目付黒川与市<sup>（盛徳）</sup>達」、触書Bには「土井大炊頭殿御書取、御目付水野中務<sup>（忠徳）</sup>達」と注記がある。注記に「御書取」とあり、「・・事」と書き止められる書式なので、御書付よりランクの低い老中書取である。しかし、老中土井利厚から大目付・目付に渡されているので、大名・旗本に広く触れたものである。

触書Aは、四月下旬にエトロフ島ナイホとシヤナの番屋・会所が二艘のロシア船の攻撃をうけ、勤番士がロシア人五、六人を打ち殺したものの防御できず撤退したこと、そして、五月中旬に「怪敷」異国船

が南部・津軽・箱館沖へ接近した事実を報じ、これ以外は「別条」なにと触れた。

触書Bは、ロシア船がカラフト・エトロフ島から連行し送還してきた番人の証言によれば、ロシア側の要求は「大意は通商之義を一向願ひ候」であること、ロシア船は千石積みと三、四〇〇石積みの二艘で、人数も合計で六四、五人であり、もはや帰国の予定であることなどを報じている。これは、貿易要求を日本側が拒否した場合は来春大軍を派遣すると警告したロシア側の手紙、およびそれに対する箱館奉行所調役並でソウヤ詰め深山宇平太の返答書が箱館に届けられ、六月一九日に箱館奉行所手付同心二名がそれを持って箱館を發ち、二六日に江戸に届けた情報である。わずか七日間で箱館から江戸まで運んだ驚異的な迅速さと、その翌日には老中書取の形で触れられるという手早さが注目される。

触書Aを出した理由について考えてみたい。触書Aに記されたエトロフ島情報は、五月晦日の南部藩の届書により幕府は入手していた。山本正邦「政化間記」がいうように、これが外に洩れ、さらに箱館奉行所要員の書状類が江戸に着いて流布したため、「都下風聞」も伝えるようにその噂で持ちきりの状態になった。触書Aの末尾に、「於世上彼是風聞有之候間、心得罷在、向々え無急度可被咄置候事」、また「文化丁卯魯西亜乘船記」（市立函館図書館所蔵）に収められている「或諸侯方より聞者被遣候密記之冊中書拔写」の触書Aの前文に、「此節蝦夷地之儀訳合不存者色々之雜説等申触候趣相聞候に付、右の事実向々江可申聞置旨、土井大炊頭殿より被仰渡候に付、向々順達可致候」と記されている。世上での雑説の流布を前提に、「事実」を公表するのが趣旨だという。また「観火録付録」（市立函館図書館所蔵）



には、触書Aのあとに、「右之趣、此迄慥成儀相知不申処、昨一日  
処々之御役所江も書付相廻り、漸事相分り候」とあり、触書Aが、  
「事実」を報知する役割を持ったことも明らかだろう。すでに紹介し  
たように、触書Aが出された後も、若年寄以下の蝦夷地派遣、東北諸  
大名の出兵など、幕府の対応策が、事件の深刻さを示すものと受け止  
められ、これを契機に全国的にさらにさまざま風説の氾濫を生じた。  
この状況のなか、通商を認めなければ大軍で攻撃すると警告した口  
シア側の手紙が送られてきた。箱館奉行所は、この手紙をきわめて深  
刻に受けとめたらしく、驚くべき早さで江戸に運んだ。幕府も、それ  
にもとづいてこれまた驚くべき迅速さで触書Bを出した。幕府は、  
もともと早く入手した情報を加工して触書Bを出すことにより、この  
件で新たな風説が噴出することを阻止しようとしたのではないか。ま  
さに情報操作である。

ここから、触書A・Bを出した幕府の意図は、①さまざま風聞・  
雑説が飛び交う状況に直面し、「事実」を報知することにより沈静化  
させようとしたこと、②加賀藩が六月九日ころ、「此度之儀於公辺秘  
し有之体」「公辺に而も甚御秘被遊」(『加賀藩史料』第十一編、六一  
八頁)というような幕府の情報秘匿への不満の対処として、諸大名ら  
に一定の情報を公開したこと、の二点を指摘できる。幕府としては異  
例の措置であるが、ロシア船のエトロフ島攻撃により、南部・津軽両  
藩兵が防備していたにも拘わらず敗北し、箱館奉行所調役下役戸田又  
太夫が自害したこと、またロシアが、日本が通商を認めないならば大  
規模な攻撃をすると警告したことなどは公表していない。ロシアの行  
動についてある程度の情報を公開したが、幕府にとって深刻で都合の  
悪いことは秘匿している。しかし、詳細は箱館奉行所要員からの書状

で伝えられ、さらに商人ルートの不正確な情報が流れるため、「公義  
御書出は実語に而は無御座候、只江戸の評判を防はかりの事に相聞申  
候」(『蝦夷地争乱聞書』)「右之口達出ルト、何レモ世上之口塞ケニ而  
実ハ無之偽事之由、十人カ十人風聞ス、又右之趣正実ニ於テハ、若年  
寄中始彼地江被遣候義、御物入旁以不審也」(市立函館図書館所蔵  
「文化四丁卯年四月亜魯齋蜂起」と、幕府の情報操作とその意図は見  
透かされている。幕府は、情報操作と政策選択を、難しい情報環境の  
なかで行わなければならない歴史段階に至っていたことを示す。

## 2、雑説禁止令

「蝦夷地争乱聞書」は、触書Bを写したあとに、

七月朔日、水戸様物書より、此間御老中方より御達有之已後、御  
届書附於 公儀甚御秘之由、其含を以可致内見旨に而指越、翌二

日上候事、

と記し、六月二六日に津軽藩が提出した届書を留めている。水戸藩士  
の言によると、触書B以後、幕府が届書を隠すようになったという。  
その事情を承知して見るようにと渡されたのが、津軽藩の届書だった。  
それ以前の幕府は、諸藩留守居などへ届書がある程度は公開していた  
が、六月末には管理を厳重にして漏洩を防ごうとしたようである。

触書A・Bは、その末尾に「於世上彼是風聞可有之候間、心得罷在、  
向々え無急度可被咄置候事」「右之趣、向々え無急度可被咄候事」と  
あるように、大名に領内へ触れることを命じたものではない。事実、  
長崎奉行が長崎代官高木作右衛門に渡した触書Aの補足として、「右  
者実事に候間、心得迄に申聞置可然向江者申聞候儀不苦候、触書等に  
者不及候」(『蝦夷地争乱聞書』)と記されている。伝えたほうがよい

者には話しても構わない、という扱いである。第一義的には、大名は家中へ、奉行はその属僚へ伝達することを求めている。ただ、紀州藩田辺領、三河刈谷藩など、領民にも触れた大名もいる。

触書Aは、ある程度の情報公開と同時に、「雑説」を取り締まる法としても機能している。この点を、いくつかの事例から検討しておく。

長崎奉行所からの内達として渡された触書Aに、「右書面之趣に付、於下も如何之風聞無之様口上に添来り候」と注記がある（観火録付録）。「於下も」がどの範囲をさすのか不詳だが、風聞を規制する口上が添えられていたようである。

近江膳所藩では、触書Aを留めたあとに、

蝦夷地之義に付世上色々無根之悪説等申触し候もの者、急度御咎可有之、元来様子不相弁推察より区々に申立候趣に候、武門之習に候間、右等之時宜も有之候へ者、此上違変之程も難計筋に候へ者、弥以武事相互に申談可心得事に候、依而一統為心得申達候間、不謂流言等相慎可申事、（滋賀県立図書館所蔵「膳所藩日記」三三）

と補足し、「無根之悪説」を流す者は処罰するので、流言を慎むよう家中を戒めている。

紀伊藩田辺領では、触書A・Bともに領民にまで触れたが、

先達て蝦夷地へ来着之魯西亜船之義二付、此度又々別紙之趣夫々へ咄し置候様二との御事二候、右船之義二付ては先達てより色々雑説・浮説を申触候趣相聞、如何之義二候条、以来右之義二付雑談等致候義ハ急度不相成候間、其旨相心得、猶小前末々二迄迄も其段与得可申聞候、（「紀州田辺万代記」第十一卷、四八五頁、清

#### 文堂出版

と命じ、家中から小前末々にまで、ロシア船の事件についての雑談・浮説を禁じている。

出羽山形の専称寺では、一向宗寺院に対する六月二十七日付の触書回状を書き留めている。

都而虚説申触候儀、兼々御制禁之趣ハ、面々相弁罷在候事二有之候得共、此節蝦夷地へ異国舟渡来之儀二付而、早々雑説有之段粗相聞、以之外不宜事二候、既於江戸表従公儀茂此度之一件二付、虚説等不申触候様御触も有之由二付、於爰元茂右二准シ不宜風説等無之様被相心得、召任下々至迄精々可被申付置候、（「山形市史史料編2 事林日記下」七二五頁）

蝦夷地の事件について、早々と「雑説」が流れているが、幕府が江戸で「虚説」を禁じた触書を出したのに準じて、山形藩領全域に雑説禁止を命じ、さらに「寺中・門前」へも雑説を禁じるよう通達している。

この他、富山藩城下でも、六月二十七日に「蝦夷地之様子等彼是於町方事々敷及取沙汰候之体に相聞へ候、為指義二而も無之処甚如何之事に候、他所の聞へも有之義二候条、一統取沙汰不致様急度可被申渡候」（「町吟味所御触書」越中資料集成4、五一三頁、桂書房、一九九二年）という指示が出され、城下でさまざまな風聞が流れる状況なのか、この一件の噂をすることを禁じている。熊本藩も町方へ、七月二十四日に、「色々評判高く形も無之体之儀申触し候哉相聞、不都合至二候、色々風評堅不仕様委細御達有之候」（細川藩政史研究会編「熊本藩町政史料」二惣月行事記録抜書二二二七九頁、一九八九年）と、種々の噂が流れる状況に対して、雑説の禁止を命じている。

ロシア船事件に関する雑説の禁止が全国的にみられ、なかには大名家中から領民に至るまで触れられている。触書A・Bに雑説禁止の文言は盛り込まれていないし、雑説禁止の意図があつたのかどうか不明である。しかし藩では雑説の禁止が命じられ、しかも「事林日記」のように、幕府から雑説禁止令が出たとしているものもある。

触書Aが雑説禁止令として機能することになったのは、触書Aと同日の六月一〇日に江戸市中に出された「雑説禁止令」が密接な関連をもつてであろう。

去る頃、蝦夷地唐太沖合に異国船到着候に付、夫夫御役人為御見分被相越候に付、町々において無益之雑談・種々風説致し候旨相聞候、以後聊不寄何事彼地之噂咄等決而いたす聞敷候事、昨日根岸肥前守様、喜多村彦右衛門(町年寄)へ被仰渡候間、名主名主へ急度可被咄置候、以上、

六月十日

町年寄

役所

〔通航一覽〕第七卷、三一四～三一五頁

六月六日に若年寄堀田正敦、前後して目付遠山景晋や小普請方近藤重蔵らが蝦夷地巡視を命じられたのを契機に、さまざまな風聞が江戸で沸騰したのをうけ、町奉行所はその沈静化のため「雑説禁止令」を出した。

三井江戸店には、六月一日付でつぎのような町触が渡された。

一此節蝦夷地江異国船来着之儀に付、御役人方並奥州筋御大名之内、彼地江御出立有之候に付、旗具其外商売物俄に直段引上ケ、格別高直にいたし候趣相聞得、不埒之儀に付、右躰之儀無之様商売人共江急度申付、其外店々之者無益雑説いたし候者有之旨

相聞得、以之外之儀に付、此上不埒之雑説いたし申間敷旨、御沙汰も有之候旨、名主殿より被申聞候、已上、

卯六月十一日 (三井文庫所蔵「御触書之写」別1935

136)

幕府役人と東北諸大名の蝦夷地派遣が引き起こした、武器等の急激な需要に便乗した価格つり上げを禁じるとともに、「店々之者」が雑説を流すことを禁じている。「店々之者」を商家奉公人と解釈すると、市中に出回る事件情報の発信源の一つが、商人ルートにより情報を得ている彼らにあつたことを窺わせる。

たんに町触を流しただけではなく、実際に厳しく取り締まったらしい。「都下風聞」の「跡もなき事を申候ものは召捕候と申風説有之、小菅氏の家来も召捕られ、坊主衆・御医師杯にもとめられたるものありと風聞ありしかとも、皆とり留たる事は聞へす、町年寄より町触の書付は出候よしなり」は、雑説を流した者は逮捕されるという風聞があり、事実捕まった武家家来・坊主衆・御医師がいたらしいことを伝えている。新築閑叟の伴金十郎の六月一日付書状に「尤此節蝦夷地断等いたし候もの、嚴敷御吟味御座候由に御座候間、極御内々御覽遊ハし可被下候」と、事件について語る者が幕府が厳しく吟味するので、書状の取扱いに注意を喚起していた。松平隠岐守京都留守居の書状(三井文庫所蔵「松平隠岐守様京御留主居金子仙左衛門書状写」文化四年六月二四日写、別1935125)の「白川侯度々登城有之故大方右御用二番手之御内意なぞ風聞、其外猥に巷説申候故、御咎之者も御座候由」も、風説の流布で処罰された者の存在を伝え、「右一件之事段々洩申候由に而、御城坊主之内杯も追込み被置候由、相聞申候、甚敷事共に御座候、御内密に御覽可被下候」(「蝦夷地争乱聞書」)も、

幕府の坊主衆で処罰をうけた者がいるという噂、「町中其外所々に而蝦夷の風説巖敷沙汰致間敷旨被差止、其以前町家抔数人入牢有之、小十人勤之内に而も舌人被押籠」（文化四丁卯年四月垂魯斎蜂起）」と、町人と小十人組の武士が捕まったという噂を伝えている。

「蝦夷地争乱聞書」に「公儀より蝦夷地之風評御禁被仰出候而、只今にて者致沙汰候人も無御座候」「当時に而者公義より巖敷御触に而、江戸中一切蝦夷之咄不致様、万一咄仕候ものは可被召捕旨に而御座候、尤町家迄之御触に而御座候」という記事がある。雑説禁止令は町触であり、町人を対象にした禁令であった。しかし、現実には武士や御医師、坊主衆も処罰されたらしい。その結果、公然と噂話をする者がいなくなつたほど、厳しい禁令だつたようである。ただし、公然と噂する者が影を潜めたのみで、「御内密に御覧可被下候」というように、書状などはつぎつぎと写されて広まっていた。

江戸のみならず京都でも、六月に雑説禁止令が町触として出されている。

蝦夷地江異国船差寄せ上陸いたし及狼藉候義有之由、不取留義様々之異説等申触候趣相聞得、不埒之至候、右之義に付彼是不取留之義を不致候様、町役者共より一同へ厚申聞候様可致候、如斯申渡候上不相用、浮説等申触し候もの有之候は、急度可及吟味候間、其旨相心得候様洛中洛外へ可申達者也、（京都町触集成）

#### 第八卷、四四二頁

趣旨は、江戸の町触とまったく同様である。三井本店の日記「名代言贈帳」十四番（三井文庫別1766）は、この町触を六月二十七日の条に書き留めている。そこでは、町触が出された背景を、「ロシア船によるカラフト・クナシリ島への攻撃など」追々之様子関東表へ

注進之由に付、御加勢被仰渡候との風聞、左候而右之噂而已世間一統致ス事に付、御触流左之通」と説明している。要するに、京都も事件の噂でもちきりとなっていた。

江戸市中、京都市中などに出された雑説禁止令は、町触であり大名領へ触れられたわけではないが、触書Aと同時に雑説禁止が伝えられている理由は、大名などに触書Aを渡すさいに同趣旨のことが口頭で伝えられたからではないかと推測される。幕府は、老中書取を出して全国に触書A・Bを触れ流し、蝦夷地におけるロシア船の攻撃などの「事実」の概要を全国に報知するとともに、浮説、異説、雑説と表現される風聞の全国的な流布を封じるため、雑説禁止令を出したのである。しかし、「江戸の評判を防はかりの事に相聞申候」「世上之口塞ケ二而実は無之偽事之由」と、その情報操作の意図は見透かされた。厳しい取締りで公然と噂することは阻止できたが、書状・聞書の類がほとんど複写され、なお広く深くさまざまな風聞が流布していった。

#### おわりに

文化三、四年のロシア船蝦夷地襲撃事件は、事件の真相は大規模な紛争ではなかったが、外国による軍事攻撃に日本側が敗北したこと、若年寄以下の派遣と東北諸大名の出兵は、実態を遙かに越えた深刻な事態と人々に受けとめられ、強い不安と恐怖感を巻き起こし、さまざまな風説・雑説を生みだした。しかも、「日本国」に恥辱を与えた幕府の責任を問い、幕府の外交政策の誤りを非難する言説も登場した。幕府は、情報の公開と統制という情報操作をおこなったが、その意図は見透かされ、統制の及ばないルートで大量の情報が流通した。時事

的な報道、出版に対する警戒と統制は早くから行われ、寛政期にはさらに強化されたが、通信・交通手段の近世的発展により、例えば対外的事件の情報は、蝦夷地の奥の出来事でも早期に、しかも全国に伝達されるといふ段階に至つていたことを示した。

このような情報環境ともいふべき条件のもとで、幕政を運営しなければならぬ歴史段階に至つてゐることを、この事件はよく示した。情報の流布という、いわば衆人の耳と目による注視のなか、御威光と御武威を維持しつつ、あり得るかもしれないロシアの攻撃に軍事的に備えなければならなかつた。以後の幕府の政策、政治史は、このような情報環境のもとで展開されることに十分な注意を払うことが求められる。

## 註

- (1) 「民情一新」〔福沢諭吉選集〕第四巻、岩波書店、二六五頁。
- (2) 『北方史料集成』第五巻、篇胤が、この事件に強い関心を抱いたことはこの著作から明らかであり、彼の思想形成とこの事件の関係を解明することは重要である。青木美智男氏が『一茶の時代』（校倉書房、一九八八年）で指摘するように、小林一茶はこの事件にかかわる俳句をたくさん残し、長州藩の村田清風は林子平「海国兵談」を写すなど、かなりの影響を多方面に与えている。
- (3) 太田富康「幕末期における武蔵国農民の政治社会情報伝達」〔歴史学研究〕六二五号、一九九一年。高部淑子「一九世紀後半の情報活動と地域社会」〔歴史学研究〕六六四号、一九九四年。三浦忠司「北奥における商人の情報活動」〔日本歴史〕五八五号、一九九七年など。
- (4) 『幕末維新期の社会的政治史研究』（岩波書店、一九九九年）第Ⅱ部第

三、四、五章。『幕末維新期の文化と情報』（名著刊行会、一九九四年）第一章。

- (5) 菊池勇夫『エトロフ島』（吉川弘文館、一九九九年）一三九―一七一頁。
- (6) 「北方問題の緊迫と資本」〔北海異談〕の筆禍〔洋学史研究〕一八号、一九九八年。
- (7) 「寛政期の朝廷と幕府」〔歴史学研究〕五九九号、一九八九年、藤田『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九年に再録。
- (8) 北海道庁編『新撰北海道史』第五巻、一九三六年。
- (9) 「江戸の災害情報」〔西山松之助編「江戸町人の研究」〕第五巻、一九七八年、吉川弘文館。
- (10) 医師の情報としては、五月朔日付でカラフト島攻撃を伝えた、箱館奉行雇いの医師で桂川甫周の弟子といわれる坂周貞の書状、六月十五日付でソウヤ周辺の状況を報じた、箱館奉行戸川安論雇いの医師館野瑞元の書状がある。
- (11) 以下の肩書きは、「文化丁卯松前異事録」（国立公文書館所蔵）などによる。
- (12) 「浮世の有りさま」は、大坂では、ロシアと大規模な合戦があったことを「專嗶せしが、これ跡方もなき浮説也」と書き留めている（『近世庶民生活史料集成』第十一巻、七頁、三一書房）。
- (13) 翌年の文化五年八月のフェートン号事件で、責任をとって自害した長崎奉行松平康英は、自害の理由として、「甚柔弱之取扱ひ仕候儀、日本之恥辱二相成、畢竟家来之臆病とハ申ながら、主人常々申付様不行届、今更公儀之御威光を穢し候段申訳無之」「一身之恥辱ハ差置、此場二至り候ては天下之御恥辱を異国へあらハし候条、無申訳仕合ニ御座候間」をあげている。つまり、敵ハ外国を撃退できなければ、それは日本の恥とな

り、そして公儀の御威光を汚すことになる。敵<sup>11</sup>外国の攻撃を撃退して平和領域を確保する責任は公儀にあり、將軍にあることはいうまでもない。征夷大將軍の本質、本来的な意味と深く関わる点である。杉田玄白が、「夷狄の鉄砲玉一ツ下民の頭の上を越させ給ひては、不相濟候事なれば」(前掲「野叟獨語」八頁)と云うように、外国の攻撃から「国民」の安全を確保することは將軍の義務とみなされていた。

(14) 井野辺茂雄『維新前史の研究』(中文館書店、一九三五年)。拙稿「文化三・四年日露紛争と松平定信」『東京大学史料編纂所紀要』六号、一九九六年。開国論と攘夷論が登場しつつ、そのなかで鎖国を祖法とする政策と観念を強化して行く過程となる。

(15) 八月(日にち不詳。九月一六日に松前に達したという)に松前奉行に對して幕府の措置の正当性を説明する文書(論松前奉行魯西亜応接始末)『内閣文庫所藏史籍叢刊 蕨餘一得』所収、七八〜八〇頁、汲古書院、一九八二年)のなかで、レザノフへの応対が厳しすぎたという批判に關しては、松前は辺境のため行き届かなかったため応対が緩やかになったが、長崎は異国船取扱の先例もありロシア船に限って緩やかに取り扱うことはできない、レザノフの時だけ書簡・献上物を受け取らなかったのではなく、ラクスマンのさいも同様で、蝦夷地に派遣した目付らへの贈り物を受領したにすぎない、約束違反という批判に對しては、ラクスマンに信牌を渡したのは、貿易許可ではなく、病気で帰国できなかった漂流民を後日送還する時にロシア船を長崎に入港させるためである、と反論している。

[付記] 本稿は、一九九九年度文部省科学研究費補助金基盤研究(C)

(2) 「近世後期日露紛争の政治史的意義」による研究成果である。